

○山梨県警察被留置者の留置に関する訓令

〔昭和52年1月17日〕
本部訓令第1号

〔沿革〕 昭和52年8月本部訓令第11号 昭和55年4月本部訓令第6号
昭和55年10月本部訓令第13号 昭和57年12月本部訓令第18号
昭和59年1月本部訓令第3号 平成元年4月本部訓令第14号
平成元年7月本部訓令第17号 平成3年4月本部訓令第8号
平成3年8月本部訓令第17号 平成4年7月本部訓令第12号
平成4年12月本部訓令第15号 平成6年12月本部訓令第20号
平成13年3月本部訓令第3号 平成16年12月本部訓令第15号
平成18年5月本部訓令第16号 平成19年5月本部訓令第10号
平成22年3月本部訓令第6号 平成25年3月本部訓令第1号
平成25年11月本部訓令第19号 平成26年10月本部訓令第14号
平成28年3月本部訓令第15号

(概要)

この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）、被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）その他の法令に定めるもののほか、留置施設の適正な管理運営及び被留置者の処遇の適正を図るため、必要な事項を定めたものである。